

滋賀県文化振興基本方針

～ 文化で滋賀を元気に！～

平成 23 年(2011 年)3 月

滋 賀 県

目 次

・ 滋賀県文化振興基本方針の位置付け等	P 1
・ 滋賀の文化に関する現状と課題	P 2
・ 基本目標	P 17
・ 文化振興施策の方向および重点施策	P 18
・ 重点施策の具体的方向	P 20
・ 推進体制	P 36
< 参考資料 >	
用語解説	P 38
滋賀県文化振興条例	P 40

・滋賀県文化振興基本方針の位置づけ等

1．滋賀県文化振興基本方針の位置づけ

滋賀県では、「文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与すること」を目的とする「滋賀県文化振興条例（以下「文化振興条例」という。）」を平成21年7月23日に施行しました。

この文化振興条例に基づき、文化振興施策の総合的・効果的な推進を図るため、文化振興に関する総合的・長期的な目標、文化振興施策の方向等を盛り込んだ「滋賀県文化振興基本方針（以下「文化振興基本方針」という。）」を定めるものです。

なお、文化振興基本方針の実効性を確保するため、期間中に実施する主な取組も記載しました。

2．文化振興基本方針の期間

この文化振興基本方針は、滋賀が目指す将来の姿を見据えた、5年間（平成23年度から平成27年度まで）の方針とし、今後の諸情勢の変化を踏まえ必要に応じ変更します。

3．文化振興基本方針が対象とする文化の範囲等

（1）文化の対象分野

文化振興条例における、第3章「文化の振興に関する基本的施策」に定める「芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化等）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、教育、福祉、産業等の分野との関連施策も含めています。

（2）文化活動の範囲

文化活動には、「創作」だけでなく、「鑑賞」「保存・継承」「支援」等も含まれます。

・滋賀の文化に関する現状と課題

1 滋賀の文化環境

私たちのふるさと滋賀は、母なる琵琶湖を中心に近江盆地と呼ばれる一つのまとまった地形をなしています。県土の約6分の1を占める琵琶湖の周りを広大な田園や、緑豊かな山並などが取り巻く穏やかな環境の中で、自然と共生する文化が育まれてきました。

同時に、本県は日本列島のほぼ中央に位置し、歴史上重要な舞台となってきました。古代においては、畿内から国内への文化波及や若狭経由の大陸文化の導入に大きな役割を果たし、7世紀には大津に都が置かれるなど、我が国の文化先進地となりました。中世以降は東海道、中山道、北国街道など主要街道の結節点として物資流通の拠点となり、人、もの、情報が行き交う日本の回廊というべき様相を呈していました。

こうした地理的条件もあって、彦根城、安土城跡、紫香楽宮跡をはじめ、近江八幡、大津、五個荘の伝統的な町並や長浜曳山まつり、信楽焼等、地域の文化財が京都や奈良等に次いで豊富であり、県内それぞれの地域が伝統行事等とともに大切にし、継承してきたという特徴があります。

また、独自の歴史や風土の中で、自律性、進取の気性等が培われ、初代遣隋使の小野妹子、遠く東北や北海道へ商品や文化を運び地域経営を行った近江商人、日本の陽明学の開祖で近江聖人として知られる中江藤樹等、多くの先人が新しい時代を切り拓く先駆者として大きな業績を残してきました。

近年では、京阪神や中京という大都市圏に近接する地理的条件と相まって、全国有数の人口増加率を示し、国内外から転入してきた住民、特に若者が増えています。

加えて、県立図書館、近代美術館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホール等、特色ある文化施設の整備とともに、企業の立地、県立大学や芸術系大学をはじめ様々な専門分野の大学による知的財産の蓄積等、文化を支える基盤整備が進み、県民の文化活動が活発になってきました。

さらに、経済のグローバル化や、情報通信、輸送技術の高度化により、多様な人々や国内外との交流が進み、伝統的な滋賀固有の文化に加え、多様な感性による新たな文化が創造されてきており、滋賀の個性ある文化を形づくっています。

2 滋賀県の文化行政の主な変遷

滋賀県は、戦後まもない昭和 29 年に、県の文化の向上を図り、県勢の発展に寄与するために、「文化の殿堂」として滋賀会館を全国に先駆けて建設しました。昭和 47 年には、「文化の幹線計画」を策定し、その後、文化芸術会館、図書館、近代美術館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホール等の文化施設を順次整備してきたところです。

また、昭和 46 年から芸術祭を、昭和 51 年から文化賞の贈呈を行うなど、県民の文化活動を促進する様々な取組を行ってきました。

昭和 51 年には「湖と文化の懇話会」、平成 2 年には「淡海文化を考える懇話会」を設け、琵琶湖と人々の暮らしに関わる幅広い議論がなされ、平成 13 年には「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」を策定するなど、滋賀の特性を生かしつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で文化を創造する環境づくりを進めてきました。

一方、国においては、平成 13 年に文化芸術振興基本法が制定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。本県においても文化に関する基本理念の確立や、総合的・計画的な施策の推進等が課題となってきました。

こうしたことから、今後の滋賀らしい文化芸術振興のあり方を検討するため、平成 18 年に学識経験者等による委員会を設置し、平成 19 年に「滋賀の文化振興のあり方」の提言をいただきました。

この提言では、文化を大切にすることなど、多くの県民が共感できる「旗印」や、体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要があることから、その根拠となる文化振興条例を制定する必要性が示されました。

その後、文化団体等との意見交換を踏まえ、県議会の議決を経て平成 21 年 7 月に、文化振興条例を制定したところです。

今後、文化振興条例に基づき、文化振興基本方針を策定することなどで、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある県民生活や個性豊かで活力あふれる地域社会の実現を目指すこととしています。

年度	文化行政の主な変遷
昭和29年	滋賀会館開館
昭和36年	琵琶湖文化館開館
昭和46年	第1回県芸術祭開催
昭和47年	文化の幹線計画 S50～S63 文化芸術会館開館、H10 びわ湖ホール開館 S55図書館、S59近代美術館、S63文化産業交流会館、 H2陶芸の森、H4安土城考古博物館、H8琵琶湖博物館
昭和51年	湖と文化の懇話会（～S52） 第1回県文化賞贈呈
昭和54年	文化の屋根委員会（～S60）
平成2年	淡海文化を考える懇話会（～H3）
平成5年	「新しい淡海文化の創造に向けた県行政推進の基本方針」策定
平成12年	滋賀県文化創造懇話会（～H13）
平成13年	「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」策定 （国において文化芸術振興基本法が制定）
平成16年	「県立文化芸術会館のあり方について」公表
平成18年	5文化芸術会館廃止（4館 市移管、1館 しが県民芸術創造館） 指定管理者制度導入（びわ湖ホール、しが県民芸術創造館、文化産業交流会館、陶芸の森など） 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会（～H19）
平成19年	「滋賀の文化振興のあり方」提言（滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会）
平成21年	県議会6月定例会で「滋賀県文化振興条例」制定 7月「滋賀県文化振興条例」公布・施行

3 県民の文化に対する意識等

(1) 県政世論調査

平成20年6月に行った県政世論調査結果によると、「この1年間に芸術文化を鑑賞した人」は79.1%、「この1年間に文化創作活動を行った人」は39.0%であり、多くの県民が文化活動を行っておられます。

また、「今後、芸術文化を鑑賞してみたい人」は88.9%、「今後、文化創作活動を行ってみたい人」は65.6%であり、日頃から文化に触れ親しみたいという県民の意識は大変高い状況です。

ジャンル別でみると、この1年間に鑑賞した芸術文化のジャンルで最も多かったのは、「映画」で53.0%、次いで「美術」が39.9%、「軽音楽」が21.4%、「ミュージカル・演劇」が11.5%となっています。

今後鑑賞してみたい芸術文化のジャンルで最も多かったのは、「映画」で45.1%、次いで「美術」が37.0%、「ミュージカル・演劇」が35.2%、「軽音楽」が31.2%となっています。

この1年間に行ったことがある文化創作活動は「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」が最も多く16.3%、次いで「歴史探訪や伝統行事への参加」が15.5%となっています。以下、「歌唱・楽器の演奏・作曲等の音楽活動」が8.0%、「茶道・華道」が7.2%と続いています。

今後行ってみたい文化創作活動は「歴史探訪や伝統行事への参加」が最も多く32.1%、次いで「絵画・彫刻・写真・書・工芸等美術の創作活動」が29.2%、「歌唱・楽器の演奏・作曲等の音楽活動」が14.6%、「茶道・華道」が13.2%となっています。

第41回滋賀県政世論調査結果（平成20年度） 不明・無回答を除き再集計

この1年間に芸術文化を鑑賞した人	79.1%
今後、芸術文化を鑑賞してみたい人	88.9%
この1年間に文化創作活動を行った人	39.0%
今後文化創作活動を行ってみたい人	65.6%

調査結果詳細：別添

(2) 県政モニターアンケート

平成 22 年 6 月に行った県政モニターアンケート結果によると、「滋賀県には、国内外に誇ることができる文化がある」と回答した人は、87.5%と大変高い割合を占めており、多くの県民が、有形文化財をはじめとする滋賀の歴史的資産や魅力ある風景等を誇りに思っておられることがうかがえます。

また、「滋賀の文化の望ましい将来像」として、「魅力ある風景が保全され、継承されている姿」が 79.8%、「歴史や伝統に根ざした地域文化が受け継がれ、発展している姿」が 68.5%、「文化が観光などの産業分野とともに発展している姿」が 51.8%と、滋賀の多彩な文化がさらに発展することを望まれています。

そのために、今後、県が特に担うべき取組として、「観光、産業、福祉、教育等と連携した文化を活かした地域社会づくり」が 61.3%、「未来の文化の担い手である、子ども・青少年が本物の文化芸術に触れる取組」が 60.1%、「優れた芸術文化や特色ある文化的資産を保全、継承、発展させる取組」が 54.2%と、滋賀の素晴らしい文化をしっかりと子どもたちに伝え、さらに観光等と連携することによって、文化が持つ力を地域社会づくりに活用することが求められています。

(3) 文化施設、文化団体、経済団体に対するアンケート

平成 22 年 6 月に、文化振興に重要な役割を担っていただいている県内の文化施設、文化団体、経済団体を対象とするアンケートを実施しました。

その結果、今後、県が特に担うべき取組としては、文化施設、経済団体ともに、「未来の文化の担い手である、子ども・青少年が本物の文化芸術に触れる取組」「優れた芸術文化や特色ある文化的資産を保全、継承、発展させる取組」「観光、産業、福祉、教育等と連携した文化を活かした地域社会づくり」が重視されており、県政モニターアンケート結果と同様の傾向がうかがえます。

文化団体からは、「未来の文化の担い手である、子ども・青少年が本物の文化芸術に触れる取組」が 74.7%と最も高く、子どもたちが本物の文化に触れ親しむ機会の充実が求められています。次いで「文化の継承および発展を担う人材の育成に関する取組」が 66.7%と高い割合を占めており、人材育成に関する施策も望まれています。

(4) 市町に対するアンケート等

平成 22 年 6 月に、地方公共団体として地域の文化振興に重要な役割を担う県内の市町を対象とするアンケートを実施しました。

その結果、今後、県が特に担うべき取組としては、「未来の文化の担い手である、子ども・青少年が本物の文化芸術に触れる取組」「観光、産業、福祉、教育等と連携

した文化を活かした地域社会づくり」がともに72.2%と最も高く、県政モニター、文化施設、経済団体等と同様の傾向がうかがえます。

また、平成22年7月に、県と市町との連携を強化するとともに、市町の文化振興施策の現状と課題や県が果たすべき役割等について、各市町との意見交換を行いました。その状況は以下のとおりです。

大津市、長浜市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、東近江市では文化振興に関するビジョンや基本方針等が独自に定められています。

現在、各市町では、地域の特色ある文化的資産を活用した取組が進められ、小中学生を対象とした文化芸術に関する体験学習の機会の提供や、文化を活用した観光振興の取組等、特色ある文化振興施策が進められています。

一方で、文化施設の老朽化や市町合併、指定管理者制度導入等に伴う運営面の課題、事業経費削減によるソフト事業の縮小の課題も見られます。

県が果たすべき役割については、他府県や他市町の事例に関する情報交換や人材育成研修、子どもたちが本物の芸術に触れられる機会の提供、県内の特色ある文化事業への支援等、市町では取り組みづらい広域的または専門的な施策が必要とされています。

4 各分野の現状と課題

(1) 創造性豊かな芸術活動について

滋賀県には地域毎に 20 の文化協会があり、各協会を構成する単位団体の総数は約 1,700 団体、会員総数は約 37,000 人となっています。また、県域等で活動している主な文化団体は 120 団体あり、会員総数は約 12,000 人と、多くの県民が多様な文化活動を行っています。

また、滋賀県芸術文化祭の一環として、文化団体が中心となって美術展覧会、写真展覧会、文学祭が長年開催されてきており、民間団体や市町等が主催する参加事業を含め参加者数が約 26 万人であるなど、県民の芸術活動が活発に行われています。

一方、県立文化施設においても創造性豊かな芸術活動の促進が行われ、びわ湖ホールにおける優れた舞台芸術公演や、近代美術館における企画展示、陶芸の森における若手陶芸家への創作活動の場の提供等、各施設において特色ある事業が展開されています。

さらに、芸術系専門課程を有する高校・大学や、企業、NPO等によって、芸術家の育成や芸術創造活動の支援等、様々な取組が行われており、県民の創造性豊かな活動の促進に貢献しています。

県民の芸術活動がより一層活発になるよう、民間団体、市町等と連携・協働しながら、これまでの取組を効果的に進めていくことが必要です。

<参考データ>

滋賀県の主な文化団体（平成 21 年度調査）

- ・各市町文化協会 20 団体 構成総数（団体数 1,654 会員数 37,368）
- ・主な文化団体(県域等) 120 団体 構成総数（会員数 12,048）

滋賀県芸術文化祭

- ・美術展覧会 昭和 22 年から 63 回開催、平成 21 年度応募 585 点
- ・写真展覧会 昭和 37 年から 48 回開催、平成 21 年度応募 593 点
- ・文学祭 昭和 26 年から 59 回開催、平成 21 年度応募 1,196 点
- ・滋賀県芸術文化祭参加事業 平成 21 年度 179 事業 262,681 人

後援名義の承認数（滋賀県県民文化課）

H18 年度 235 件、H19 年度 253 件、H20 年度 248 件、H21 年度 260 件
びわ湖ホール（H21 年度来館者数 230,200 人）

プロデュースオペラ（H18 年度文化庁芸術祭大賞受賞）等、自主制作の舞台芸術公演や専属声楽アンサンブルの演奏活動等に取り組む、創造する劇場。自主公演への県民参加も促進している。

しが県民芸術創造館、文化産業交流会館（平成 21 年度来館者数 119,794 人、321,630 人）
県民創作公演や県内文化ホールとの協働事業等に取り組む、県民の多様な文化活動の拠点施設

近代美術館（H21 年度入館者数 97,633 人）

文化勲章受章者小倉遊亀をはじめとした郷土作家の優れた作品を多数収蔵。

陶芸の森（H21 年度入園者数 324,560 人）

企画展を国内外に巡回展示するなど、陶芸文化の発信を行うとともに、若手陶芸家に創作研修の場を提供しているほか、子どもから高齢者まで誰でも気軽に創作を体験できる講座を開催。

県内の主な企業メセナ（芸術文化活動の支援）を行う民間団体

株式会社しがぎん経済文化センター、財団法人秀明文化財団、NPO 法人たねや近江文庫
公益財団法人西川文化財団、公益財団法人ハン六文化財団、財団法人平和堂財団、
財団法人河本文教福祉振興会 等

主な文化団体 文化情報発信サイト「あーとねっと・しが」の登録団体など、（財）滋賀県文化振興事業団の調査で把握した団体

(2) 地域において継承されてきた文化的資産について

滋賀県は、国宝彦根城など重要文化財の件数は 805 件で全国第 4 位であるなど、質・量ともに誇るべき文化財を保有しています。

また、琵琶湖をはじめとする自然と共生してきた暮らしの中で、地域において大切に継承されてきた地域行事、祭り、郷土料理等の伝統文化も数多い状況です。

さらに、社会への貢献や人間関係を大切にしてきた近江商人の生活信条等、現代の人々が学ぶべき示唆と教訓に満ちた独自の文化があります。

これらの文化的資産は県民共有の財産であり、全国に誇りうる地域の宝ですが、身近にありながら、県民自身の認識が高いとは言えません。

貴重な文化的資産を再認識し、次の世代へ継承するため適正な管理を行うとともに、これらに親しむ機会の充実や、地域づくりをはじめ幅広い分野で活用することなどが求められています。

<参考データ>

滋賀県内・指定文化財等件数

国 1,192 件（うち国宝 58 件）、県 463 件、市町 1,471 件 計 3,126 件
（H22.9.1 現在。ただし、市町は H22.5.1 現在）

国宝・重要文化財の件数 805 件（H22.9.1 現在）は全国第 4 位

国指定文化財の名勝の件数 21 件（名勝史跡を含む（H22.9.1 現在））は全国第 2 位

県選択無形民俗文化財に全国でも珍しい食文化財（湖魚のなれずし等）を選択

滋賀の風土で生まれ語り継がれてきた民話 源五郎ブナ、竹生島の話、金勝の竜王 等

伝え継がれてきた近江の布 浜ちりめん、高島クレープ、近江上布 等

伝統的な郷土の料理 アユの佃煮、しじみ煮、エビ豆、日野菜漬け、さば寿司 等

平成の名水百選に選定された高島市の「針江の生水」等（平成 20 年環境省）

滋賀の主な文化財

有形文化財 延暦寺根本中堂、彦根城天守、木造十一面観音立像（向源寺）、彦根屏風 等

無形文化財 天台声明（てんだいしょうみょう）、信楽焼 等

民俗文化財 長浜曳山まつり、三上のずいき祭、近江八幡の火祭り 等

記念物 安土城跡、紫香楽宮跡、玄宮楽々園、長岡のゲンジボタル、草津宿本陣 等

文化的景観 近江八幡の水郷、高島市海津・西浜・知内の水辺景観、

高島市針江・霜降の水辺景観

重要伝統的建造物群 大津市坂本、近江八幡市八幡、東近江市五個荘金堂

(3) 魅力ある風景について

滋賀では、琵琶湖を田園や山並などが取り巻く穏やかな自然や、古代から交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史の重要な舞台となってきた地理的条件等を背景として、人々の生活とともに滋賀ならではの風景が形成されてきました。

重要文化的景観に全国で初めて選定された「近江八幡の水郷」や、日本の棚田百選に選定された高島市畑の棚田、大津市坂本、東近江市五個荘金堂等の重要伝統的建造物群保存地区など、魅力ある風景が継承されています。

一方、近代化していく中で、ともすれば経済性や機能性を追い求めるあまり滋賀の風

景が変貌し、ふるさとのよさが失われつつあります。

滋賀固有の風景は、それぞれの地域に根差した生活文化そのものを反映して今に息づいており、私たちに安らぎを与え、ふるさととして心のよりどころとなるものであることから、大切な宝として、県民、市町、県等、さまざまな主体が連携・協働して、次の世代へ引き継いでいく必要があります。

<参考データ>

琵琶湖の美しい風景を選定した近江八景や琵琶湖八景

重要文化的景観（全国 21 件選定 平成 22 年 9 月現在）

「近江八幡の水郷」（平成 18 年 1 月、全国で初めて選定）

「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」（平成 20 年 3 月選定）

「高島市針江・霜降の水辺景観」（平成 22 年 8 月選定）

文化的景観の定義

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第 2 条第 1 項第 5 号より）

重要伝統的建造物群保存地区(大津市坂本、近江八幡市八幡、東近江市五個荘金堂)

日本の棚田百選に選定された高島市畑の棚田（平成 11 年農林水産省）

湖国を描く絵画展(公募展)を県内文化施設で巡回展示（平成 21 年度で計 14 回開催）

(4) 文化活動の場について

文化施設について

県では、県民が多彩な文化・芸術に身近に触れ、親しめるように、県立図書館、近代美術館、文化産業交流会館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホール、しが県民芸術創造館等の文化施設を順次整備し、特色ある事業を展開しています。

民間や市町においても、文化施設の整備が行われ、事業展開で高い評価を得ている施設もあります。

現在、市町立図書館は県内に 47 館あり（他、財団立 1 館）、県立・市町立の図書館の連携により、県民一人当たりの年間貸出冊数および蔵書数は、全国 1 位となっています。

また、公立文化施設（ホール）は 43 施設あり、人口当たりの施設数では全国 7 位となっています。

文化施設は、県民の鑑賞機会の提供、創作活動、参加支援活動に加え、地域における文化活動の拠点となるなど社会的な意義や役割は大変大きいことから、今後とも、その機能が発揮できるよう、県民ニーズを踏まえつつ、施設間の連携等、工夫を加えながら着実に事業を展開していく必要があります。

なお、県、市町の厳しい財政状況の中、管理運営経費の縮減により、特色ある事業の展開に必要な財源の確保が課題となっており、平成 21 年 12 月に県が策定した「外郭団体および公の施設見直し計画」では、全ての県立文化施設が見直しや運営改善の対象となっています。

<参考データ>

公立文化ホール数 43 施設は人口比で全国 7 位

(ホール数は平成 20 年度全国公立文化施設名簿〔社団法人全国公立文化施設協会〕による)

博物館数は人口比で全国 13 位<100 万人当たり 13.8 館>(H17 総務省統計局調査)

びわ湖ホール(H21 年度来館者数 230,200 人)

プロデュースオペラ(H18 年度文化庁芸術祭大賞受賞)等、自主制作の舞台芸術公演や専属声楽アンサンブルの演奏活動等に取り組む、創造する劇場。自主公演への県民参加も促進している。

しが県民芸術創造館、文化産業交流会館(平成 21 年度来館者数 119,794 人、321,630 人) 県民創作公演や県内文化ホールとの協働事業等に取り組む、県民の多様な文化活動の拠点施設 近代美術館 (H21 年度入館者数 97,633 人)

文化勲章受章者小倉遊亀をはじめとした郷土作家の優れた作品を多数収蔵。

安土城考古博物館 (H21 年度入館者数 61,142 人)

特別史跡安土城跡をはじめ、史跡観音寺城跡、史跡瓢箪山古墳、史跡大中の湖南遺跡で構成されている「近江風土記の丘」の中心的な施設

県立図書館 (H21 年度年間貸出冊数 991,664 冊)

市町立図書館の県民 1 人当たり年間貸出冊数(8.68 冊)蔵書数(6.27 冊)は全国 1 位

(H20 年度調査、『日本の図書館 2009』(社)日本図書館協会より)

横断検索システムにより県内図書館、大学、研究機関の蔵書検索が可能

琵琶湖博物館 (H21 年度来館者数 388,040 人)

琵琶湖の歴史・文化、人々の暮らしの移り変わりを体感できる施設。琵琶湖の歴史や人々の生活の移り変わりの体験・交流も行う。

陶芸の森 (H21 年度入園者数 324,560 人)

企画展を国内外に巡回展示するなど、陶芸文化の発信を行うとともに、若手陶芸家に創作研修の場を提供しているほか、子どもから高齢者まで誰でも気軽に創作を体験できる講座を開催 特色ある事業展開により国内外で高い評価を得ている民間文化施設

MIHO MUSEUM、佐川美術館、ボールドレス・アートミュージアム NO-MA 等

県内の公民館およびその他類似施設等の数 201 施設

文化施設以外の活動場所

民間団体、市町等の主体的な取組により、公園、病院、大学、商店街、商業施設、民家、社寺等、様々な場所で、県民の文化活動の発表や鑑賞機会の提供が行われています。

また、文化施設から学校、商業施設等へ出向いて、舞台芸術公演や作品展示等を行うアウトリーチ活動(芸術普及活動)も頻繁に行われています。

このように、様々な場所で行われている文化活動について、民間団体および市町の果たす役割が大きいことから、多様な主体が連携・協働しながら、まちかど等を含めた文化活動の場の充実を図ることが必要です。

<参考データ>

県内の商店街等で開催されている芸術文化に関するイベント等

びわ湖大津秋の音楽祭(大津市)、アート in 長浜(長浜市)、BIWAKO ビエンナーレ(近江八幡市)、くさつ市民アート・フェスタ、信楽 ACT(甲賀市)、あけっぴろげ(高島市) など

(5) 文化に関する情報について

インターネットを活用した文化情報発信サイト「あーとねっと・しが」や学習情報提供システム「におねっと」の運営等を通じて、県民の文化活動を発信し、文化情報に容易に取得できる環境を整備してきました。

また、文化施設のホームページや情報誌の発行、県内文化情報誌「れいかる」の発行等を通して、文化情報を収集・発信しています。

一方、民間においても、インターネットや情報誌を活用して多様かつ特色のある情報が発信されており、文化に関する情報は量的には豊富と言えます。

今後、より多様な媒体、手段により情報提供を行うことが効果的であることから、幅広いノウハウをもったマスコミ等の取組と効果的に連動させていく必要があります。

<参考データ>

県内文化施設の催しを掲載した文化情報誌「れいかる」

平成8年創刊 年6回(1回40,000部)発行

滋賀の歴史・文化を掲載した総合文化誌「湖国と文化」

昭和52年から 2010年秋号133号 年4回(1回3,000部)発行

文化情報発信サイト

・「あーとねっと・しが」(H17年度開始) アクセス数 173,599件(H21年度)

・「におねっと」(H11年度開始) アクセス数 2,371,351件(H21年度)

(6) 文化に関する交流について

滋賀は、古くから京都との結びつきが強く、琵琶湖の水運に加えて、東海道・中山道・北国街道といった主要街道が県内を通過していたことなどから、交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史上の重要な舞台となってきました。

近年は、主に京阪神都市圏の拡大の影響を受け、全国でも有数の人口増加を続け、海外や国内から転入してきた住民、特に若者が増えてきました。

こうした中、経済のグローバル化や、情報通信、輸送技術の高度化により、多様な人々の国内外との交流が進み、伝統的な滋賀固有の文化に加え、多様な感性による新たな文化が創造されてきており、滋賀の個性ある文化を形成しています。

今後とも、滋賀の地域文化の独自性・固有性を保ちつつ、文化交流を促進していくことが必要です。

<参考データ>

外国人登録者数は平成21年12月末現在で28,422人で、人口に占める割合は2.01%である。(滋賀県外国人登録者国籍別人員調査等)

滋賀県の姉妹友好州省

・アメリカ：ミシガン州 ・ブラジル：リオ・グランデ・ド・スール州 ・中国：湖南省

(7) 産業の分野との連携について

滋賀には、近江上布などの伝統的工芸品のほか、長浜ちりめん、信楽焼、高島綿織物、湖東麻織物等の地場産業があります。

また、延暦寺、多賀大社をはじめ全国に誇りうる社寺等、多くの文化的資産を有しており、県内外から多くの観光客が訪れています。さらに、こうした資産を生かして、長浜の黒壁を中心とする文化とまちづくりの連携、彦根城を生かした文化と観光との連携等、様々な取組が行われており、文化的資産の保存・活用や滋賀のブランド力の向上にも寄与しています。

また、地域の人々が農林業や水産業を通じて守り育んできた祭り等の伝統行事やふなずしに代表される伝統的な食文化、また農山村の日常の営みにより形成された里山や棚田等の風景はかけがえのないものとなっており、こうした地域に根ざした財産を私たちは次世代へ継承していかなければなりません。

このように、産業の分野と文化の振興は密接な関わりがあることから、相互の連携をより促進することにより、効果的に文化振興を推進していくことが求められています。

<参考データ>

地場産業 9産地（長浜ちりめん、信楽陶器、高島綿織物、湖東麻織物 等）
国指定の伝統的工芸品 3件（信楽焼、近江上布、彦根仏壇）
滋賀県伝統的工芸品 39品目 46件（第9次指定現在）
県内観光地入込客数ベスト30 文化関係のみ記載（H20 滋賀県観光入込客統計調査書より）

1位	黒壁ガラス館（1,938千人）	12位	延暦寺（533千人）
2位	多賀大社（1,690千人）	18位	琵琶湖博物館（417千人）
3位	希望が丘文化公園（727千人）	21位	近江神宮（366千人）
7位	彦根城（646千人）	26位	陶芸の森（318千人）
10位	日牟礼八幡宮（586千人）		

滋賀県がロケ地となった映画（H21年度末 滋賀ロケーションオフィス支援実績）
SP 革命篇、武士の家計簿、最後の忠臣蔵、十三人の刺客、オカンの嫁入り、獄に咲く花 等

(8) 高齢者、障害者等の文化活動について

文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることから、とりわけ文化活動の環境が十分とは言えない高齢者、障害者等に配慮する必要があります。

滋賀県は、全国に先駆けて福祉施策に熱心に取り組んでおり、誰もがいきいきと暮らせる福祉社会を目指していることから、美術館・博物館においても高齢者（65歳以上）や障害者に対する観覧料の優遇措置等を設けています。

また、高齢者や障害者の生活を支援する施設では、高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるサービスが提供され、陶芸、音楽、写真等、自己表現を行う文化活動も積極的に取り組まれています。

特に、近年、アール・ブリュット等、様々な境界を越えた障害者等の芸術文化が国内

だけでなく国際的にも注目されています。2010年にパリで開催された「アール・ブリュット・ジャポネ展」は反響も大きく、この分野における滋賀の先進性が表れています。

今後、福祉分野との連携を図りながら、人間の内なる自然の力を回復させていく芸術の可能性に着目して、音楽、ダンス、美術等の芸術文化を医療面や高齢者の生きがいづくりに活用するとともに、高齢者、障害者等が自己表現できる機会として、文化活動を促進していくことが求められています。

<参考データ>

ボーダレス・アートミュージアム NO-MA

「福祉とアート」「アートと地域社会」などあらゆる境界を越えた芸術・文化の交流拠点

・「アールブリュット/交差する魂」 H20.年 2月 28日～5月 11日 観覧者数 14,623名

・「アロイズ・目覚めぬ夢」 H21年 2月 3日～5月 10日 観覧者数 4,601名

(9) 青少年の文化活動について

青少年が多様な文化・芸術に触れられるよう、青少年対象のびわ湖ホールオペラへの招待や普及活動等のほか、文化ホールにおける舞台芸術公演での青少年料金の設定による鑑賞機会の提供を行っています。

美術館および博物館では、小中学生観覧料の優遇をはじめ、近代美術館における小中学校向けのワークショップ「たいけんびじゅつかん」や、陶芸の森における本物の陶芸作品の鑑賞や「土」を素材とした創作体験プログラムを提供する「世界にひとつの宝物づくり」等、様々な取組を進めています。

また、新しい文化を生み出す原動力となる大学生が県南部地域を中心に増えており、若者が集うダンスやポップスのバンド活動が、大学やまちかど等でも活発化しています。

今後とも、次代を担う青少年の感性を磨き、創造力を育む上で、多様な文化・芸術に触れる機会を拡充することが必要です。

<参考データ>

近代美術館、しが県民芸術創造館、びわ湖ホール等の事業において芸術鑑賞した小中学生数

(H18 18,936人、H19 21,587人、H20 28,368人、H21 24,640人)

11大学2短期大学で大学生数は3万人を超える。

(10) 学校教育における文化活動について

滋賀県では、昭和58年から、県内の小学5年生が学習船「うみのこ」で宿泊し、滋賀の水環境や水文化を学べるように取り組んできました。また、子どもたちが学校教育において、滋賀の森林や田んぼ等での体験学習を通して、様々な文化を学べる取組を行っています。

さらに、NPOによる取組を継承して、多様な主体で構成する「しが文化芸術学習支援センター運営委員会」により、学校と文化施設・芸術家等をつなぐ連携授業を通じて、子どもたちが本物の文化芸術を体験する機会を提供しています。

また、びわ湖ホール声楽アンサンブルによる「学校巡回公演」「ふれあい音楽教室」のほか、高等学校総合文化祭の開催、さらには美術館、博物館における高等学校等の学校行事の一環として利用する場合の観覧料の優遇等、文化活動の充実に向けた様々な取組が行われています。

子どもたちが本物の文化・芸術に触れ、親しめるよう、今後とも学校教育における文化活動を充実させ、次代の文化の担い手として豊かな感性を育てることが求められています。

<参考データ>

びわ湖ホールにおける声楽アンサンブルによる活動(H13~H21)

・学校巡回公演 94校 23,045人

・ふれあい音楽教室 121校 8,233人

しが文化芸術学習支援センターを通して文化・芸術の体験をした小中高の児童生徒数
43校 8,949人(H21年度)

県内学校数(平成22年度 休校含む)

高等学校 59校 中学校 107校 小学校 236校 特別支援学校 15校

(11) 文化の継承・発展を担う人材について

滋賀では、今日まで小説家、歌人、詩人、脚本家、画家、演奏家、陶芸家等を多数輩出し、滋賀の地を舞台にした小説、詩歌、歌曲等の作品も数多く生み出されてきました。また、近年では、芸術系専門課程を有する高校・大学や文化施設、企業、NPO等の多様な主体の取組により、多くの芸術家等の文化活動者を輩出しており、新たな文化を創造することによって、本県の魅力を全国・世界へ発信しています。

芸術家等の文化活動者は、伝統文化の継承や新たな文化を創造する中核的な役割を担っていることから、若い人材が育つ場の拡大等への支援を充実することが必要です。

また、琵琶湖博物館の「はしかけ」や近代美術館の「美術館サポーター」等、文化施設におけるボランティアに加え、しが文化芸術学習支援センターにおける、学校と文化施設をつなぐコーディネーター等、文化活動を支える人々の役割が重要になっています。

このように、高校・大学、文化施設、企業、NPO等が、専門知識・人材・設備等を活用して相互に連携しながら、滋賀の文化の継承・発展を担う人材が育つ環境を整備することが求められています。

<参考データ>

滋賀県ゆかりの人間国宝 山本邦山、常磐津一巴太夫、志村ふくみ、森口華弘 等
文化賞等受賞者 190人・51団体(H22累計)
(文化賞 88人、文化功労賞 42人・6団体、文化奨励賞 60人・45団体)
芸術系専門学科を卒業した学生数(H22.3末累計)
石山高校・音楽科(1,610人)、栗東高校・美術科(484人)、
信楽高校・セラミック科・デザイン科(3,736人)、成安造形大学(2,962人)
滋賀県内の大学・短期大学 11大学2短期大学
うち文化・芸術系大学 成安造形大学、県立大学人間文化学部 等
近畿府県の文化・芸術系大学
京都嵯峨芸術大学、京都市立芸術大学、京都精華大学、京都造形芸術大学、京都橘大学 等
県内の主な企業メセナ(芸術文化活動の支援)を行う民間団体
株式会社しがぎん経済文化センター,財団法人秀明文化財団,NPO法人たねや近江文庫
公益財団法人西川文化財団,公益財団法人ハン六文化財団,財団法人平和堂財団,
財団法人河本文教福祉振興会 等
文化に関するボランティア活動
・琵琶湖博物館「はしかけ」 371人登録(H22.3末現在)
・近代美術館「美術館サポーター」 94人登録(H22.3末現在)
・しが文化芸術学習支援センター 92人登録(H22.3末現在)
・びわ湖ホール劇場サポーター 93人登録(H22.3末現在、第12期~第14期)

・基本目標

滋賀の文化は、創作活動をされている方、多様な文化に触れ親しまれている方等、全ての県民の皆さんが育んでいます。また、その振興のため、民間団体や行政等が、様々な取組を行っています。

こうした多様な主体の取組を通じて滋賀の文化の魅力が高まり、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀が実現します。

このことから、滋賀が目指す将来の姿は、次のとおりとします。

滋賀が目指す将来の姿

多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀

このため、県民の皆さんをはじめ、民間団体、行政等、県全体で、文化の価値を再認識し、大切にする気持ちを持つ必要があります。

また、独自の歴史や風土の中で、先人から受け継がれてきた滋賀の個性ある文化の潜在的な力に気づき、光をあてるとともに、新たに創造される芸術文化等と合わせ、滋賀の文化の魅力を一層高めていくことが必要です。

さらに、文化は、人々の感性や創造力を育み、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力を持っています。その力（文化力）を高めることにより、国内外へ発信できる文化の滋賀ブランドが形成され、地域が元気になっていきます。

これらのことから、5年後の基本目標を次のとおりとします。

基本目標（5年後）

～滋賀の文化力が高まり、地域が元気になっていく姿～

文化を大切にする気運が盛り上がる

伝統文化、生活文化、風景等、今日まで継承されてきた滋賀の文化的資産の潜在的な力に気づき、光をあてるとともに、新たに創造される芸術文化等と合わせて文化力が高まる

国内外へ発信できる文化の滋賀ブランドの構築が進み、文化で滋賀が元気になっていく

・文化振興施策の方向および重点施策

基本目標である「滋賀の文化力が高まり、地域が元気になっていく姿」を実現するために、県は、文化団体¹や企業、大学、文化施設²、市町等と連携・協働しつつ、県民の皆さんの主体的な文化活動が活発になり、滋賀の文化が継承され、一層発展していくよう取り組んでいきます。とりわけ、県が担うべき広域的あるいは専門的な取組を中心に、次の3つの文化振興施策の方向および8つの重点施策を定めます。

1．県民の主体的な文化活動の促進

滋賀の文化の担い手は、県民の皆さん一人ひとりです。県内各地において文化活動が活発になることで、魅力ある滋賀の文化が育まれます。

また、文化活動を通じて地域社会への参加が促進され、コミュニティの形成にも大きな役割を果たします。

こうしたことから、県民の皆さんが、多様な文化・芸術に気軽に触れ親しみ、自ら文化活動を活発に行っている姿を目指して、次の重点施策により主体的な文化活動を促していきます。

【重点施策】

- (1) 自立的な文化活動の促進
- (2) 文化活動の環境の整備

2．未来の文化の担い手の育成

魅力ある文化は、人々の豊かな感性や創造力を通じて生まれ、未来へ継承されていくものです。

こうしたことから、豊かな感性や創造力をもつ子どもや若者が育ち、芸術家・伝統芸能伝承者等の専門的な取組や、文化活動を支えるボランティア等の取組が活発に行われている姿を目指して、次の重点施策により未来の文化の担い手を育てていきます。

【重点施策】

- (3) 子どもが本物の文化に触れる機会の充実
- (4) 若手芸術家等の育成・支援
- (5) 文化活動を支える人材（アートマネージャー等）の育成・支援

3. 文化力の向上による滋賀ブランドの構築

滋賀の文化は県民の皆さんが長い年月をかけて、築き上げてきたものです。また、今、豊かな感性や国内外との交流により新たな文化も創造されています。これらは県民の財産として国内外へ発信する力を持っており、私たちの誇りになるとともに滋賀のイメージを高めます。

こうしたことから、県民の皆さんが国内外に向けて誇れるような滋賀の文化が育まれ、経済等と連携しながら地域が元気になっていく姿を目指して、次の重点施策により文化力の向上による滋賀ブランドを形づくっていきます。

【重点施策】

- (6) 滋賀ならではの文化的資産の発掘・保存・活用
- (7) 滋賀の新たな文化的資産の創造
- (8) 文化による滋賀ブランドの国内外への発信

1 文化団体とは

市町の文化協会、文化連盟、分野ごとに組織された県域の文化組織、演奏団体、劇団、作家集団、文化財保護・活用団体、景観保全組織、各種の支援組織等、地域や県域で文化活動を行う各種の団体とします。組織形態は任意団体、NPO法人、社団法人等、様々です。

2 文化施設とは

文化ホール、美術館、博物館、図書館、公民館等、文化活動が行われている施設とします。

重点施策の具体的な方向

1. 県民の主体的な文化活動の促進

【重点施策1】自立的な文化活動の促進

文化活動は、県民、文化団体、企業、大学、市町、県等、様々な主体によって取り組まれています。多様な文化が育まれるためには、文化の担い手の主役である県民、文化団体等による自主的・主体的な活動が持続的に行われていくことが特に重要です。県は、こうした取組がより進展するよう市町等とともに支える役割を果たしていくことが求められます。

これらのことから、県内の様々な場所で多彩な文化活動が季節を問わず取り組まれている姿を目指して、県民の皆さん、文化団体等の自立的な文化活動を促します。

【評価指標】

評価項目	平成21年度 (現状)	平成27年度 (目標)
1年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合(県政世論調査結果)	39.0% (20年度)	45.0%
民間団体等が主催する文化・芸術行事への県の後援件数	260件	300件

【主な取組】

文化団体の自立的な活動の促進

滋賀県文化振興基金を活用した文化団体の活動支援

「滋賀県文化振興基金」(平成23年4月1日設置)を活用し、文化団体が文化振興条例の基本的施策に沿って取り組む青少年向けの文化活動への支援等を行います。

文化団体と県・文化施設との協働事業の実施

文化団体と県・文化施設との協働による公演や展覧会等を開催します。

文化・芸術活動に関する相談窓口機能の充実

文化団体・県民からの文化・芸術活動に関する相談に対応するため県立文化施設等に設置している相談窓口機能を充実します。

アートマネジメント研修の実施

文化活動の企画・運営をマネジメントし、文化・芸術と地域社会を結びつけることができる人材を育成するための研修を実施します。

文化団体に対する各種助成制度等の情報収集・提供

インターネット等を通じて、文化団体に対する国、財団等の各種助成制度の情報収集および提供を行います。

文化ボランティア活動の促進

文化ボランティアの拡充および活動の促進

近代美術館サポーター、びわ湖ホール劇場サポーター、琵琶湖博物館はしかけをはじめ、県内文化施設等に関わるボランティアの拡充および活動の促進を図ります。

文化ボランティアの体験研修の充実

文化施設や学校における文化活動の現場へ派遣するなど、文化ボランティアの体験研修を実施します。

企業等による文化活動支援の促進

企業メセナ等、民間団体による文化活動支援の促進

企業等による文化活動への支援活動（企業メセナ活動）を顕彰する制度を民間団体等と協働して創設します。

後援、顕彰等の推進

民間団体等が主催する文化・芸術行事への後援、広報協力等

民間団体等が主催する文化・芸術行事への後援、賞状交付、広報協力等を行います。

滋賀県文化賞等の文化活動に対する顕彰

県民の文化の向上発展に寄与し、その功績が顕著な方、またその活動において将来が期待される方に対して、滋賀県文化賞等を贈り、表彰します。

文化で滋賀を元気に！シンボルマークの普及啓発

文化振興条例の制定を機に県と成安造形大学との連携により作成した「文化で滋賀を元気に！シンボルマーク」が県内で幅広く使用されるよう普及啓発し、文化を大切に作る気運を盛り上げます。

【重点施策2】文化活動の環境の整備

文化振興条例の基本理念には、「文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。」と定めています。その実現のためには、行政が民間団体とも力を合わせながら進めていく必要があります。

このことから、文化ホール、美術館、博物館、商店街、まちかど等、県内の様々な場所が県民の皆さんの観る、触れる、つくるなど多様な文化活動の場となって活用されている姿を目指して、市町、民間団体等と連携しながら、文化施設等を最大限に活かします。また、障害者、高齢者、子育て中の保護者等、文化に触れる機会が十分でない方々が文化活動に参加しやすい環境を整えます。

【評価指標】

評価項目	平成21年度 (現状)	平成27年度 (目標)
1年間に芸術文化を鑑賞したことがある県民の割合 (県政世論調査結果)	79.1% (20年度)	82.0%
1年間に文化創作活動を行ったことがある県民の割合 (県政世論調査結果)[再掲]	39.0% (20年度)	45.0%

【主な取組】

時代の変化に応じた多彩な事業展開の推進

若者を含め多くの県民が参加できる滋賀県芸術文化祭の開催

滋賀県芸術文化祭において、青少年部門や新人奨励賞の創設等、主催事業（文学祭、美術展覧会、写真展覧会）における若者の参加を促進します。

県民参加型事業の展開

県民が出演する舞台芸術公演、県民が創作した作品の展覧会等の県民参加型事業を文化施設等で展開します。

地域の拠点施設としての文化施設の事業展開

地域の拠点施設として、文化施設がその使命を踏まえ、時代の変化に応じた多彩な事業等を展開します。

県内文化施設のネットワーク化による有効活用

滋賀県公立文化施設協議会等との連携による情報交換等

滋賀県公立文化施設協議会や滋賀県博物館協議会と連携し、文化施設間の情報交換や職員を対象とした事業企画、舞台技術等の研修等を実施します。

また、滋賀県公共図書館協議会や滋賀県公民館連絡協議会と連携し、公共図書館や公民館において文化事業等が積極的に展開されるよう、情報交換等を実施します。

文化施設の連携、協働による事業展開

統一テーマによる展覧会やコンサートの開催、スタンプラリーの実施等、県立・市町立・民間の文化施設間の連携、協働による文化事業を展開します。

文化活動の場の拡充（文化施設以外の場所）

文化施設以外で、文化・芸術活動ができる場の情報収集および提供

公園、商店街、病院、駅等、文化施設以外の場所で、県民が文化・芸術活動ができる場所の情報収集や案内を行う総合窓口を設置します。

学校、病院等における公演、展示等の開催

県立文化施設の普及事業として、学校、病院等における公演や展示等を開催します。

民間団体等が主催する文化・芸術行事への後援、広報協力等（再掲）

民間団体等が主催する文化・芸術行事への後援、賞状交付、広報協力等を行います。

情報の発信・取得の環境整備の推進

インターネットの文化情報発信サイトの充実

「あーとねっと・しが」と「文化の魅力再発見」を統合し、「におねっと」との連携を図るなど、文化情報を幅広く提供できるサイトを構築します。

文化情報紙等の発行等

県内文化施設の公演や展示情報等を掲載する文化情報紙「れいかる」等を発行し、効果的な広報を行います。

障害者、高齢者、子育て中の保護者等の文化活動の充実

美術館・博物館における高齢者や障害者の観覧料の優遇等による鑑賞の促進

近代美術館、安土城考古博物館、陶芸の森、琵琶湖博物館等における高齢者（65歳以上）や障害者に対する観覧料の優遇等により、鑑賞を促進します。

障害者の芸術活動への支援

民間団体等が行うアール・ブリュット（生の芸術）等に関する取組や、障害者と芸術家がともにつくる公演等への支援を行います。

幼児、家族向け公演・展示等の充実

県立文化施設において、子育て中の保護者が幼児を連れて参加できる公演、展覧会等の開催機会を増やします。

学校、病院等における公演、展示等の開催（再掲）

県立文化施設の普及事業として、学校、病院等における公演や展示等を開催します。

2. 未来の文化の担い手の育成

【重点施策3】子どもが本物の文化に触れる機会の充実

子どもたちが、滋賀の豊かな伝統文化や生活文化、芸術文化に実際に触れ、体験することは、地域に誇りや愛着を感じるきっかけとなるとともに、未来の文化の担い手、文化活動を支える人材の育成にもつながります。

今後とも、滋賀の子どもが幼い頃から音楽、演劇、美術、文化財、生活文化等、地域の様々な文化に親しみながら、感性を高め成長している姿を目指して、文化施設、学校、地域等と一層の連携をしながら、子どもが滋賀の本物の文化に触れる機会を増やしていきます。

「本物とは」

人々の創造性に刺激を与えるなど、そこに住んでいることに誇りを感じさせるもの
地域の特色として、他の地域の人々が魅力を感じるもの
芸術性が高く、全国的・世界的に高い評価を得ているもの

【評価指標】

評価項目	平成21年度 (現状)	平成27年度 (目標)
芸術鑑賞した小中学生数	24,640人	30,000人
文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数	8,949人	14,000人
滋賀の水、山に関わる文化の体験学習を行う小学校数	全校	全校
しがこども体験学校参加団体数	80団体	100団体

県内小・中学校一学年の児童平均生徒数：約14,000人

【主な取組】

子ども・若者向け公演・展示等の拡充

県立文化ホールにおける青少年向け舞台芸術公演等の開催

びわ湖ホール、文化産業交流会館等において青少年向け舞台芸術公演を開催します。

県立美術館・博物館における青少年向け文化・芸術体験プログラムの提供

近代美術館、琵琶湖博物館、陶芸の森等において、青少年向け文化・芸術体験プログラムを提供します。

幼児、家族向け公演・展示等の充実（再掲）

県立文化施設において、子育て中の保護者が幼児を連れて参加できる公演、展覧会等の開催機会を増やします。

滋賀県文化振興基金を活用した文化団体の活動支援（再掲）

「滋賀県文化振興基金」（平成23年4月1日設置）を活用し、文化団体が文化振興条例の基本的施策に沿って取り組む青少年向けの文化活動への支援等を行います。

文化施設の観覧料の優遇

美術館・博物館における小中学生等の観覧料の優遇等による鑑賞の促進

近代美術館、安土城考古博物館、琵琶湖博物館等における小中学生の観覧料および小中高の学校行事の一環として利用する場合の観覧料の優遇等により、鑑賞を促進します。

県立文化施設常設展等の定期的な無料開放

毎月第3日曜日、毎週土曜日において、近代美術館、琵琶湖博物館、陶芸の森等の常設展または企画展の無料開放を行います。

地域における文化体験学習の充実

放課後子ども教室の実施

放課後や週末等に小学校の余裕教室等において、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに文化活動や地域住民との交流活動等の取組を行います。

子ども向け体験プログラムの充実

全小学生に対して、県内の体験活動を紹介する冊子を配布するとともに、ホームページ等を通じて協力者向けにも広報を行い、体験プログラム提供団体を増やすなど、「しがこども体験学校」の体験プログラムを充実します。

地域活動における文化体験プログラムの提供

子ども会や公民館活動等に対して子ども向け文化体験プログラムを提供します。

学校教育における文化体験学習の充実

県内の全ての小中学生を対象とした本物の舞台芸術に触れる機会の提供

学校等との連携により、県内の全ての小中学生を対象にびわ湖ホール等で舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

学校における文化施設、芸術家等との連携による文化・芸術体験学習の実施

学校において、文化施設や芸術家等と連携した授業を実施し、子どもたちに文化・芸術体験学習の機会を提供します。

学校における地域の文化的資産等を活用した文化活動の促進

文化財を活用した校内外学習のサポート事業や、学校と地域を結ぶ「しが学校支援センター」の取組等を行います。

県内全ての小学生を対象とした滋賀の水、山、田に関わる文化体験学習の実施

県内全ての小学生を対象とした、びわ湖フローティングスクール、森林環境学習「やまのこ」事業、たんぼのこ体験事業を実施します。

教員を対象とした文化研修機会の充実

文化・芸術を体験する教員向け研修機会の提供

県立文化施設において、学校教員が文化・芸術を体験する研修機会を提供します。

【重点施策4】若手芸術家等の育成・支援

滋賀には、芸術系専門学科を有する高校や大学があり、芸術家を目指す若者が活動しています。また、学校のクラブ活動等で積極的に文化活動を行っている若者も数多くいます。

また、びわ湖ホールや陶芸の森等の県立文化施設においては、それぞれの施設の特色を生かして、若手芸術家の育成に取り組んでいます。

これらの方々は滋賀の将来の文化の担い手であり、本県の文化の継承と発展に大きく貢献することが期待されます。

このことから、滋賀から音楽家、役者、画家、陶芸家、伝統文化伝承者等が育ち、県内外で活躍している姿を目指して、様々な分野の若手芸術家等の育成や支援をする取組を充実していきます。

【評価指標】

評価項目	平成21年度 (現状)	平成27年度 (目標)
滋賀県芸術文化祭(文学祭、美術展、写真展等)における若者(30歳未満)の参加者数	66人	100人
滋賀県高等学校総合文化祭の参加者数	4,466人	4,600人

【主な取組】

若者の文化活動の促進

滋賀県高等学校総合文化祭等の開催

滋賀県高等学校総合文化祭を毎年開催するとともに、平成23年度には近畿高等学校総合文化祭、平成27年度には全国高等学校総合文化祭を開催します。

若手文化活動者を対象としたフェスティバル等の開催

県内の若手文化活動者が集い、多彩な分野の公演やワークショップ等を行うフェスティバル等を開催します。

若者の文化活動の場としての県立文化施設の利用促進

学生等が県立文化施設を利用する際の料金を優遇し、利用を促進します。

芸術系専門学科を有する高校・大学と県立文化施設との連携

芸術系専門学科を有する県内の高校・大学と県立文化施設との連携により、インターンシップ(就業体験)や協働事業等を実施します。

文化施設以外で、文化・芸術活動ができる場の情報収集および提供(再掲)

公園、商店街、病院、駅等、文化施設以外の場所で、県民が文化・芸術活動ができる場所の情報収集や案内を行う総合窓口を設置します。

若者を含め多くの県民が参加できる滋賀県芸術文化祭の開催（再掲）

滋賀県芸術文化祭において、青少年部門や新人奨励賞の創設等、主催事業（文学祭、美術展覧会、写真展覧会）における若者の参加を促進します。

若手芸術家、伝統文化伝承者等の育成・支援

県立文化施設における若手芸術家の育成

びわ湖ホールにおいて、専属声楽アンサンブルの運営による若手声楽家の育成、オペラの若手演出家の養成を行うとともに、文化産業交流会館において、邦楽や邦舞の分野における若手実演家の養成を行います。

また、陶芸の森におけるアーティスト・イン・レジデンス（滞在型共同創作研修）を実施し、若手陶芸家を育成します。

若手芸術家の発表の機会の提供等

文化ホール・美術館等において若手芸術家の発表の機会の提供等を行います。

地域で育まれてきた伝統文化や伝承技術の保存・継承への支援

地場産業の産地や農山村地域で育まれてきた伝統文化や伝承技術を保存、継承する活動を支援します。

顕彰制度の充実

若者を対象とした顕彰

大会等で顕著な成績を収めた児童生徒に対する表彰や、滋賀県文化賞における若者を対象とした奨励賞の創設等、若者を対象とした顕彰を行います。

若手芸術家等の活動情報の発信支援

インターネット等による若手芸術家等の登録・紹介

県内で活躍する若手芸術家等の情報を登録し、インターネット等で紹介します。

【重点施策5】文化活動を支える人材（アートマネージャー等）の育成・支援

近年、文化・芸術と社会を結びつける「アートマネジメント」という概念が注目されています。

文化には、「つくる」「観る」に加えて「支える」役割が重要です。文化・芸術活動の企画・運営や文化施設の管理運営を行うにあたって、活動全体を適切にマネジメントし、文化芸術のつくり手（「つくる」）と受け手（「観る」）をつなぐ役割を果たすアートマネージャー（「支える」）が必要です。

滋賀には、文化団体、文化施設職員、文化ボランティア等、支える活動をされている方々が多くおられ、これらの方々のアートマネジメント能力の一層の向上が必要です。

このことから、滋賀でアートマネージャーや文化ボランティアなどが育ち、芸術家、伝統芸能伝承者、県民等を支えながら、文化活動が活発に展開されている姿を目指して、文化活動を支える人材を育成・支援していきます。

【評価指標】

評価項目	平成21年度 （現状）	平成27年度 （目標）
アートマネジメント研修の受講者数	123人	200人
県立文化施設の文化ボランティアの数	650人	700人

【主な取組】

文化行政職員・文化施設職員の育成

文化行政職員や文化施設職員を対象としたアートマネジメント研修の実施

文化行政職員や文化施設職員を対象とし、文化活動の企画・運営をマネジメントし、文化・芸術と地域社会を結びつけることができる人材を育成するための研修を実施します。

アートマネージャーを目指す学生の育成

高校・大学と県立文化施設との連携によるアートマネージャーを目指す学生の育成

アートマネージャーを目指す学生を育成するため、高校・大学と県立文化施設との連携により、インターンシップ（就業体験）等の事業を実施します。

文化ボランティア等の育成

文化コーディネーターの育成研修の開催

文化活動を支え、文化の継承と発展を担う文化コーディネーター等の育成お

よびネットワーク形成を目指して研修を行います。

文化ボランティアの拡充および活動の促進（再掲）

近代美術館サポーター、びわ湖ホール劇場サポーター、琵琶湖博物館はしかけをはじめ、県内文化施設等に関わるボランティアの拡充および活動の促進を図ります。

文化ボランティアの体験研修の充実（再掲）

文化施設や学校における文化活動の現場へ派遣するなど、文化ボランティアの体験研修を実施します。

3. 文化力の向上による滋賀ブランドの構築

【重点施策6】滋賀ならではの文化的資産の発掘・保存・活用

滋賀は、国指定重要文化財の件数が全国第4位であるなど、質・量ともに誇るべき文化財を保有しているほか、琵琶湖をはじめとする豊かな自然と共生してきた暮らしの中で、大切に継承されてきた祭り等の伝統行事や、衣・食・住に関わる独自の生活文化も数多く息づいています。

このことから、県民が滋賀ならではの文化的資産の潜在的な力に気づき、光をあて、誇りとして自覚し、未来へ着実に継承している姿を目指して、滋賀ならではの文化的資産の発掘、保存、活用を進めます。

【評価指標】

評価項目	平成21年度 (現状)	平成27年度 (目標)
国登録有形文化財の数	273件	320件
「個性ある地域文化の構築」の施策に満足した県民の割合(県政世論調査)	19.2%	21%

【主な取組】

滋賀ならではの文化的資産の発掘

民俗行事や古文書等の文化財に関する調査の実施

県内各地に伝わる民俗行事や社寺等に伝わる古文書等、県内に所在する文化財の実態を調査します。

琵琶湖や水に関わる滋賀の特色ある文化資産の発掘・活用

琵琶湖や水に関わる滋賀の特色ある文化資産を発掘し、特に優れたものを滋賀固有の資産として広く周知します。

歴史・文化資産を生かした観光素材の発掘

文化財をはじめ滋賀の奥深い歴史・文化資産を生かした観光素材を発掘します。

滋賀ならではの文化的資産の保存と活用

国宝等の指定文化財や登録文化財等の保存と公開

滋賀が有する数多くの仏教美術等、国宝・重要文化財、県指定文化財、登録文化財等の保存・公開を図ります。

博物館等における歴史的文化的資産の収集・保存・公開

安土城考古博物館、琵琶湖博物館、図書館、(仮称)平和祈念館等において歴史的文化的資産を収集・保存し、公開します。

近江歴史回廊構想による歴史文化資源の活用

近江歴史回廊構想によるルート化等を通じて、滋賀の歴史文化資産の活用を図ります。

滋賀ならではの伝統文化の継承

滋賀の代表的な民謡である江州音頭の普及啓発や、農山村地域で育まれた伝統文化や伝承技術の保存活動を支援することにより、滋賀ならではの伝統文化を継承します。

琵琶湖に関わる生活文化の継承、活用

琵琶湖博物館等における琵琶湖と人の暮らしに関する展示や、ふなずしに関する普及講習会等を行います。

重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区等の保存・継承

重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、魅力ある棚田等の保存・継承に関し、助言や情報提供等による支援を行います。

都市、農山漁村等における良好な景観の形成の促進

建築物や工作物のデザイン、色彩等が風景と調和するよう誘導や、地域の営農活動等を通じた農地景観保全の支援等を行います。

住民自らによる地域の風景づくりの取組に対する支援

近隣景観形成協定により、住民自らによる地域の風景づくりの取組に対して支援します。

滋賀の文化的資産を調査・整理・紹介する出版物の情報提供

滋賀の文化的資産に関する出版物の情報を調査・整理し、インターネット等で紹介します。

【重点施策7】滋賀の新たな文化的資産の創造

滋賀では、びわ湖ホールや近代美術館、陶芸の森をはじめとした文化施設において、その機能を生かした高い水準の舞台芸術の創作活動や芸術性の高い展覧会等が行われています。また、数多くの芸術家等による新たな文化の創造が活発に行われています。

こうした創造的な文化活動が本県を拠点として活発に行われ、県民に感動をもたらしながら、新たな滋賀の文化資産として一層発展していく姿を目指して、制作や発表の機会の拡大等の環境整備を進めていきます。

【評価指標】

評価項目	平成21年度 (現状)	平成27年度 (目標)
県立文化ホールの自主事業入場者数	119,155人	140,000人
県内に居住する芸術家の数(国勢調査)	2,326人 (平成17年度)	2,500人
「個性ある地域文化の構築」の施策に満足した県民の割合(県政世論調査)(再掲)	19.2%	21%

【主な取組】

芸術創造の促進

県立文化ホールにおける優れた舞台芸術の創造と県民への提供

びわ湖ホールにおけるプロデュースオペラや、文化産業交流会館における邦楽・邦舞等、優れた舞台芸術を創造し、県民へ提供します。

県立美術館・博物館における芸術性の高い展覧会の開催

近代美術館、陶芸の森等において、芸術性の高い展覧会を開催します。

県立文化ホールに「芸術監督」等の専門人材を設置

びわ湖ホールや文化産業交流会館等に、芸術面を総括し、指揮監督を行う者(芸術監督)等の専門人材を設置します。

アール・ブリュット(生の芸術)の振興

民間団体等が行う障害者等による芸術性の高い作品の創作や展示などの取組に対して支援をするとともに、近代美術館等において、作品の展覧会等を開催するなど、アール・ブリュット(生の芸術)の振興を行います。

芸術家が集う環境整備

若手文化活動者を対象としたフェスティバル等の開催(再掲)

県内の若手文化活動者が集い、多彩な分野の公演やワークショップ等を行うフェスティバル等を開催します。

文化施設における芸術家等との連携の促進

文化施設が県内外の芸術家等が集う場となるよう、芸術家等と連携した公演、展覧会等を開催します。

若手芸術家の活動拠点の整備

陶芸の森のアーティスト・イン・レジデンス（滞在型共同創作研修）等、若手芸術家の活動拠点として、一定期間、創造活動を行うことができる環境を整備します。

インターネット等による若手芸術家等の登録・紹介（再掲）

県内で活躍する若手芸術家等の情報を登録し、インターネット等で紹介します。

【重点施策 8】文化による滋賀ブランドの国内外への発信

文化と経済は社会という車の両輪として、お互いに発展する力を持っています。

このことから、県民が滋賀の文化を誇りとしつつ、文化と経済がともに発展しながら、地域が元気になっていく姿を目指して、滋賀ならではの伝統的な文化的資産や新たに創造される文化的資産の魅力を一層高め、文化の滋賀ブランドとして広く国内外へ発信します。

【評価指標】

評価項目	平成 21 年度 (現状)	平成 27 年度 (目標)
滋賀の文化を誇りとして感じている人の割合 (県政モニターアンケート等)	87.5%	90.0%
新聞(全国版)において滋賀県の文化事業に関する記事が掲載された件数	平成 23 年度調査	平成 23 年度よりも 5% 向上
観光客宿泊者数	286 万人 (平成 21 年速報値)	330 万人 (平成 26 年)

【主な取組】

観光・産業分野との連携による魅力ある文化的資産の活用

県立文化施設における観光や地域と連携した事業展開

びわ湖ホール、文化産業交流会館等において観光の催しや地域の行事と連携した事業を実施します。

文化施設の連携、協働による事業展開(再掲)

統一テーマによる展覧会やコンサートの開催、スタンプラリーの実施等、県立・市町立・民間の文化施設間の連携、協働による文化事業を展開します。

文化的資産や文化施設を活用した観光ルートの開発・紹介

文化的資産・生活文化や文化施設を活用した魅力ある観光ルートを開発し、県内外へ紹介します。

歴史文化資産を活用した観光振興

「歴史文化」等をテーマにした地域のイベントや観光PRを行うなど、歴史文化資産を活用した質の高い観光振興の取組を推進します。

「生活文化」に基づく文化の滋賀ブランドの発信

滋賀ならではの衣食住に関わる生活文化の中から文化の滋賀ブランドとして誇れるものを発信します。

地場産業や伝統的工芸品のブランド構築等

伝統文化であり地場産業である信楽焼の産地に位置する陶芸の森において、地元陶芸家作品の展示等を行います。

また、文化資源を生かした地場産業や伝統的工芸品のブランド構築や技能等の

継承への取組に対して支援します。

魅力ある文化的資産の発信・交流の促進

「美の滋賀」の発信

滋賀の魅力を高め、県民の誇りを育てるため、本県が先駆的に取り組んできた「アール・ブリュット」、近代美術館が収集・展示に取り組んできた「近代美術等」、地域等で大切に守られてきた「仏教美術」など、滋賀ならではの「美」を発信します。

県立文化ホール・美術館における優れた舞台芸術公演や展覧会の開催等

びわ湖ホール等においてプロデュースオペラ等の国際的水準の舞台芸術公演や、近代美術館、陶芸の森等において芸術性の高い展覧会等を開催します。

県立博物館等における滋賀ならではの文化的資産の展示等

琵琶湖博物館、安土城考古博物館等において、滋賀ならではの文化的資産の展示等を行います。

県立文化施設における国内外の芸術家との交流

びわ湖ホールにおける国内外の芸術家による公演の開催や、陶芸の森における国内外の若手陶芸家を対象としたアーティスト・イン・レジデンス（滞在型共同創作研修）等を行います。

近隣府県との文化交流の促進

関西圏で実施する「関西文化の日」や歴史街道推進協議会の取組に参加するなど、近隣府県との文化交流を促進します。

滋賀の歴史・文化等を生かした映画・テレビ等のロケ地の誘致

滋賀の歴史・文化等を生かし、映画・テレビなどのロケ地を誘致します。

マスコミやインターネット媒体を通じた効果的な情報発信

滋賀の文化の情報や魅力が国内外に広く発信されるよう、マスコミやインターネット媒体への積極的かつ効果的な働きかけを行います。

．推進体制

1．多様な主体との連携・協働

文化活動の主役は県民の皆さんであり、必要な情報の提供や意見聴取等を行いながら、その主体的な活動を促進する必要があります。

このため、文化団体、企業、大学、市町、県等、多様な主体の取組により、県全体の文化の振興を図る必要があることから、それぞれの取組の自主性を尊重しつつ、効果的な連携・協働を行います。

(1) 民間団体等（文化団体、企業、大学等）

民間団体等の文化振興の取組は、本県の文化の発展に大きな役割を果たしています。

このことから、新しい公共の担い手として、行政にはないアイデア・ノウハウ・きめ細かなサービスを提供する NPO、ボランティアや、独自の人的・財的資源等を持つ企業、メディア、大学等、それぞれの取組内容に応じて、効果的な連携・協働を行います。

また、文化団体、企業、大学、行政等、多様な主体の連携・協働により、文化と経済の発展の気運を盛り上げる取組を行う「文化・経済フォーラム滋賀」に参画し、ともに滋賀の文化振興に努めます。

(2) 文化施設

文化ホール、美術館、博物館、図書館、公民館等の文化施設は、県民の皆さんの文化活動の場、また地域の人々の文化力を高める拠点として重要な役割を担っています。このことから、文化施設の一層の事業展開や活用に向けて有機的な連携・協働を目指します。

(3) 市町

市町は、それぞれの地域における文化を振興する重要な役割を担っており、県は県域における文化を振興する役割を担っています。このことから、それぞれの役割分担を図りつつ、滋賀の文化振興に協力して取り組む必要があります。そのため、県・市町連絡調整会議等、情報や意見の交換ができる体制を整えます。

(4) 国、他の地方公共団体等

滋賀の文化は県外の文化との交流の中で育まれてきたことから、今後とも文化庁、他の都道府県との情報や意見の交換等を通じて連携を行います。

また、関西広域連合や関西文化の日、歴史街道推進協議会等の取組を通じて、近隣府県との情報や意見の交換等により連携を進めていきます。

さらに、県や市町等が行う文化振興事業の実施に対して助成を行う団体等との連携に努めます。

2．県の体制

文化振興を行う多様な主体との連携・協働を図りながら、幅広い分野において横断的に文化行政に取り組む必要があることから、文化行政関係課長会議等、関係部局間の緊密な連携体制を整えます。

また、滋賀の文化の魅力を国内外へ効果的に広報するため、ふるさと文化大使を新たに任命するなど広報体制の充実を目指します。

3．滋賀県文化審議会評価部会等の設置

文化振興は成果が現れるまで長い時間を要する 경우가多く、中長期的な観点で取り組む必要があります。文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、重点施策の評価指標を基準として、目標の達成度や効果を定期的に検証し、評価することが必要です。

このことから、滋賀県文化審議会に評価部会を設置し、この基本方針に定めた施策の実施状況について評価するとともに、県の文化振興に対する効果の調査研究、新たな評価指標について検討を行うこととします。

また、子どもや若手芸術家等の育成などの施策を効果的に展開するため、次世代育成部会を設置することとします。

4．財源の確保

限られた財源の中、選択と集中の観点から、毎年度の予算編成を通じて文化振興施策を推進していくとともに、歴史的文化的資産の保存・活用に対する「マザーレイク滋賀応援寄附条例」に基づく寄附金の活用や、滋賀の魅力ある文化の振興に資する事業の推進を図ることを目的とする「滋賀県文化振興基金」（平成23年4月1日設置）の活用等、必要な財源の確保に努めます。

< 参考資料 >

用語解説（五十音順）

アウトリーチ活動

アウトリーチとは、英語で「手を伸ばすこと」を意味する。文化・芸術分野では、芸術文化に触れる機会の少ない人に対して、美術館・博物館・文化ホールなどが地域や学校などへ出向き普及活動すること。

アーティスト・イン・レジデンス

創作の場や住まい等を一定の期間提供する滞在型共同工房。滞在する作家同士、周辺との交流を通して制作の活性化を図り、ひいては次の世代の育成をも目的としている。

アートマネジメント

文化・芸術活動の企画・制作・運営等を行うこと。また、文化・芸術を広く社会に紹介したり、文化・芸術と社会を結びつけること。

アートマネージャー

アートマネジメントに携わる人。

アール・ブリュット

伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術。加工されていない生（き）の芸術、英語ではアウトサイダー・アートと称されている。フランスの画家ジャン・デュビュッフェ（Jean Dubuffet 1901-1985）によって考案された言葉。（滋賀県社会福祉事業団 アール・ブリュット ジャポネ展 資料より）

インターンシップ

学生が一定期間、企業等で就業体験を行うこと。

NPO

ボランティア団体など営利を目的としない民間の非営利組織（Non Profit Organization）。

企業メセナ

芸術文化活動分野における企業の社会貢献活動。

コミュニティ

地域社会。一定の地域に居住し共属感情を持つ人々の集団。

主体的

自らの意志・判断に基づいて行動すること。

自立的

他からの助力等を受けずに独立して行動すること。

文化コーディネーター

文化・芸術分野において、様々な組織や人々をつなぎ、調整し、まとめる人。

文化ボランティア

文化・芸術分野において、自発的な意志に基づく社会的活動の担い手となる人。

文化力

文化がもつ、人々の感性や創造力を育み、人々に元気を与え、地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力。

メディア

新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体。

ワークショップ

鑑賞するだけでなく、参加者が自ら体験する講座や研修等。

滋賀県文化振興条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）

第 2 章 文化振興基本方針（第 4 条）

第 3 章 文化の振興に関する基本的施策（第 5 条 - 第 15 条）

第 4 章 滋賀県文化審議会（第 16 条・第 17 条）

付則

私たちのふるさと滋賀は、母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く穏やかな自然に恵まれ、いにしえから交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史の重要な舞台となってきた。こうした独自の歴史や風土の中で、自律性、進取の気性などが培われるとともに、地域の特色ある伝統的な文化が先人から脈々と受け継がれてきた。また、それぞれの時代を生きる人々の感性や国内外との交流により新たな文化が創造されてきており、これらが滋賀の個性ある文化を形成している。

文化は、私たちに感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、感性や創造力をはぐくむものである。また、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となり、教育、福祉等と密接に関連するとともに、経済の発展にも寄与するなど、地域社会の発展に欠かせない影響力を有している。

今、心の豊かさや人と人との絆が求められる時代を迎え、文化の役割がより重みを増してきており、文化の価値を改めて認識する必要がある。また、県内各地において、文化を生かした取組が活発になりつつあり、そうした活動を育て、滋賀の文化を次の世代へ着実に引き継いでいかなければならない。

私たちは、だれもが誇りや愛着を持てる滋賀の実現を目指し、多様な主体による協働のもとに、日々の暮らしの中で魅力ある滋賀の文化をはぐくむことを決意し、ここに滋賀県文化振興条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、および県の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条** 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりが文化の担い手であることにかんがみ、文化に関する活動(以下「文化活動」という。)を行う者の自主性が尊重されるとともに、創造性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。
- 2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、および享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、文化の継承および発展を担う人材が育つとともに、その地位の向上が図られるよう配慮されなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、歴史、風土等に培われてきた地域の特色ある文化、新たに創造される文化その他の多様な文化がすべての県民に大切にはぐくまれ、次の世代に継承されるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

- 第3条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。
- 2 前項の規定による文化振興施策の策定および実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう十分に配慮するものとする。
- 3 県は、国および地方公共団体以外のもの(以下「民間団体等」という。)が行う文化活動が活発になるよう、民間団体等との連携に努めるとともに、民間団体等に対し、必要な助言、支援または調整を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、地域における文化の振興に市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、および実施するために必要な助言、支援または調整を行うよう努めるものとする。
- 5 県は、滋賀の文化が県外の文化との交流の中ではぐくまれてきたことにかんがみ、県外の地方公共団体および国との連携に努めるものとする。

第2章 文化振興基本方針

- 第4条** 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な方針(以下「文化振興基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 文化振興基本方針は、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、文化振興基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、文化振興基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県文化審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、文化振興基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、文化振興基本方針の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(芸術活動の促進)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の芸術について創造性豊かな活動を促進するため、これらの芸術の公演、展示等への支援およびその実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用)

第6条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形および無形の文化財その他の地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用を図るため、これらの文化的資産の調査およびその修復、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(魅力ある風景の保全および継承)

第7条 県は、人々の生活とともに形成されてきた滋賀の魅力ある風景を保全し、次の世代に継承するため、地域の風景を守り育てる活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の場の充実)

第8条 県は、文化施設(文化活動に係る公演、展示等を行うための施設をいう。以下同じ。)について、その特色を生かした事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の文化活動の場の充実を図るため、文化施設以外の場所の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する情報の発信および取得)

第9条 県は、県民が文化に関する情報を効果的に発信し、および容易に取得することができるよう、文化に関する情報の発信および取得の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する交流の促進)

第10条 県は、県民と国内外の人々との文化に関する交流を促進するため、その機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の分野との連携)

第11条 県は、観光その他の産業の分野の発展とともに文化の振興を図るため、これらの分野への文化的資産の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第12条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化活動の充実）

第 13 条 県は、次代の社会を担う青少年が行う文化活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化活動に係る公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化活動の充実）

第 14 条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化の継承および発展を担う人材の育成）

第 15 条 県は、文化に関する専門的な活動を行う者、その活動を支える者その他の文化の継承および発展を担う人材の育成を図るため、これらの者が行う文化活動への支援、文化活動で顕著な成果を収めた者の顕彰その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 滋賀県文化審議会

（滋賀県文化審議会）

第 16 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県文化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、第 4 条第 4 項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、文化の振興に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、文化の振興に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。